

青森県沿岸漁業改善資金の基本的事項

【基金の名称】

青森県沿岸漁業改善資金

【基金の額】

造成総額 493,959千円（うち国費相当額 325,422千円）

※令和4年3月31日現在

【基金事業等の概要】

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業従事者等が経営の改善等を図るために必要な資金を、県が無利子で貸付けるもの。

【申請方法】

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に事業計画書その他必要書類を添付し、知事に提出する。

【審査体制】

青森県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見及び参考資料に基づき、知事が審査する。

【審査基準】

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則及び青森県沿岸漁業改善資金事務取扱要領による。

【貸付決定】

知事は、審査基準に照らして貸付けを行うことが適当であると認めるとき、貸付けの決定を行う。

※貸付決定は原則として年4回

貸付回数	第1回	第2回	第3回	第4回
貸付決定日	6月15日	9月15日	12月15日	3月15日